

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 －2009年度フォローアップ調査結果－

2010年4月20日
(社)日本経済団体連合会

1. 2009年度フォローアップ調査結果

(1) 経団連では、循環型社会の形成に向けた産業界の自主的な取組みを推進するために、2007年3月から「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」〔注1〕により、産業廃棄物最終処分量削減に係る「産業界全体の目標(第二次目標)」と、業種ごとの特性・事情等に応じた「業種別独自目標」を掲げ、これらの数値目標の着実な達成を目指す〔注2〕とともに、産業界の取組みをわかりやすく開示することを目的として、毎年度フォローアップ調査を実施している〔注3〕。

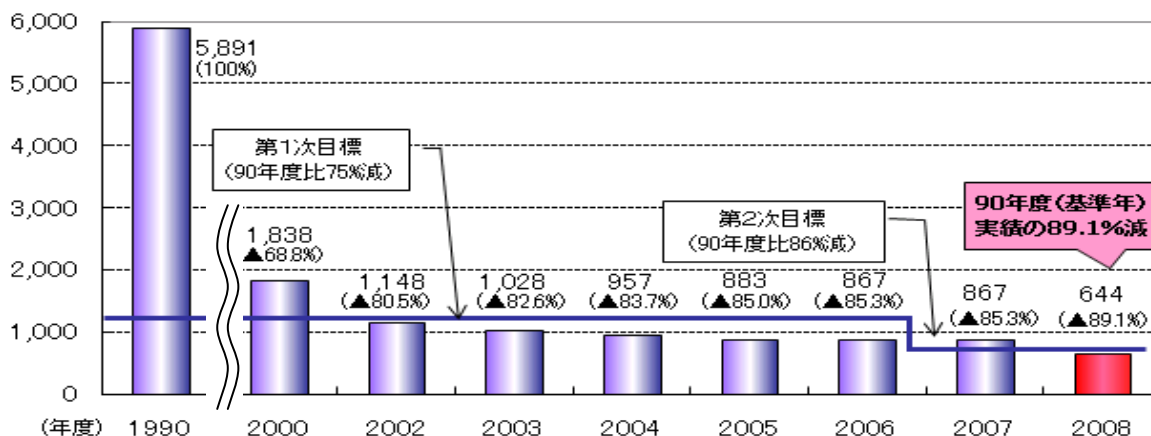
【産業界全体の目標】：「2010年度における産業廃棄物最終処分量を
〈2007年3月改定〉 1990年度実績の86%減を図る」

(2) 2009年度のフォローアップ調査では、2008年度産業廃棄物最終処分量実績は約644万トンで、前年度と比較して大幅に減少(▲約223万トン)している〔注4〕。これは、基準年である1990年度実績(約5,891万トン)〔注5〕の約89.1%減の水準に相当し、産業廃棄物最終処分量削減に係る「産業界全体の目標(第二次目標)」を達成した。

(3) 基準年度である1990年度から、なだらかな弧を描きながら大幅削減を実現してきた産業廃棄物最終処分量は、ここ数年削減ペースが緩やかになっていった。しかしながら、2008年度の産業廃棄物最終処分量は、景気低迷や、公共事業削減等による建設工事の大きな落ち込みの結果、大幅な減少となった。なお、産業廃棄物最終処分量は景気の影響を受けるため、今後の景気動向等によっては、2008年レベルの削減努力を行った場合でも、産業廃棄物最終処分量は増加する可能性がある。

(4) 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕には、41業種が参加(前年に比べ1業種増加)、そのうち、産業廃棄物最終処分量削減目標を設定し、フォローアップをしたのは31業種である〔注6〕。

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】(単位：万トン)



※1990年度(基準年)の産業廃棄物最終処分量実績に対する減少率(%)を括弧内に記載

(5) 産業廃棄物最終処分量削減目標以外の「業種別独自目標」は、現在 40 業種が掲げている（〔別表 業種別独自目標一覧参照〕（総括-10 頁））。各業種における自主的な取組みの具体的な内容は、各業種の特性や事情によってかなり異なる（後述「個別業種版」参照）。関係業界・企業の協力を得ながら、業種別独自目標をはじめ、各業種の取組みをわかりやすく開示することなどが今後の課題である。

※注1:環境自主行動計画のこれまでの取組み経緯は【参考1】(総括-6頁)参照

※注2:業種別の最終処分量目標を引き上げた業種として、電力、電線、化学、乳製品がある。

※注3:経団連の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕フォローアップ調査の概要は、2001 年度以降、政府の「循環型社会白書」に掲載されている。

※注4:前年度実績値より大きく削減した業種(1万トン以上または 20%以上の削減)は、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属、神鋼、電線、板硝子、化学、電機・電子、自動車、産業車両、鉄道車輛、乳製品、建設、通信。前年度実績値より増加した業種は、電力、アルミ、セメント、製薬、製紙、製粉、製糖、航空。

※注5:31 業種の 1990 年度実績値約 5,891 万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量 8,900 万トン(環境省調べ)の約 66%(ちなみに、2006 年度実績で見ると約 40%〔わが国全体の産業廃棄物最終処分量約 2,180 万トン<環境省調べ>に対して約 867 万トン〕)。経団連の数値に含まれない産業廃棄物は、主に、上下水道業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動物のふん尿等)である。

※注6:環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕参加業種:41 業種

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製薬、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車両、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信〔上記 31 団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種〕、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険、印刷。

2. 今後の課題－環境と経済が両立しうる循環型社会の構築に向けて－

- (1) 中長期的には資源・エネルギーの需給逼迫が予想されるため、資源小国であるわが国は、省資源・省エネルギーや資源の循環的利用に一層注力する必要がある。従来型の廃棄物処分場の逼迫問題や廃棄物の適正処理の必要性といった観点にとどまることなく、わが国の資源政策の観点からも、循環型社会形成に向けた取り組みの推進が求められる。
- (2) 産業界には、引き続き、各種法令の遵守や排出者責任に基づいた廃棄物の適正処理の確保はもちろんのこと、各業種の特性・実情等に即しながら、環境技術開発や環境配慮設計、産業間連携の推進など、民間の創意工夫を最大限発揮しながら、自主的かつ積極的に3Rの推進に努めていくことが求められている。
- (3) 産業廃棄物最終処分量については、景気低迷等の影響を受け、2008年度の実績は大幅な減少となったが、景気は最悪期を脱しつつある。また、現行の環境技術・法制度の下で、これ以上の削減が限界に近づいている業種も多い。こうした中であっても、経団連としては、2010年度まで、第二次目標の達成を継続する。
- (4) また、本格的な循環型社会の実現のためには、政府・地方公共団体・事業者・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすことが不可欠である。産業界としても、消費者への情報提供や啓発活動等に取り組まなければならない。
- (5) 本自主行動計画〔循環型社会形成編〕のほかに、循環型社会形成に向けた産業界の自主的取り組みとして、容器包装リサイクル8団体で構成される「3R推進団体連絡会」がとりまとめている「容器包装の3R推進のための自主行動計画」がある（2006年3月策定）。同連絡会では、毎年度、同計画をフォローアップ調査しており、2009年12月には、第3回2009年フォローアップ報告が公表された（<http://www.3r-suishin.jp/sub1.html>）。3R推進団体連絡会は、同自主行動計画の充実により一層努めるとともに、容器包装を製造あるいは利用する事業者においては、同自主行動計画を着実に推進する必要がある。
- (6) なお、産業廃棄物最終処分量の削減に向けて、政府には、事業者における技術開発等の政策的支援や、規制改革を求めていく（政府は、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（2008年3月）において、「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度比で約60%減」を設定している）。加えて、経団連環境自主行動計画に参画していない業種（上下水道・農業等）における削減努力も求められる。また、産業界における3Rの自主的な取り組みが推進されるよう、資源を有効に活用する観点から、政府は、環境整備に尽力すべきである。とりわけリサイクルに関しては、廃棄物処理法の特例制度の活用・拡充や、広域的な処理の推進、行政手続の簡素化等について特段の措置を講じることが求められる。

個別業種の主な要望等(個別業種版からの抜粋)

<ガス>

- 生活道路での掘削工事の掘削土直接埋め戻しの適用拡大として、小規模導管工事の直接埋め戻し基準の緩和
- 広域における小規模複数事業者の廃ガス機器回収や、廃PF管回収の許可

<非鉄金属製造>

- マニフェスト運用の規制（期間、保管数量等）の緩和や優良化推進事業の特例制度等の創設
- 収集運搬業の許可の広域化と許可手続きの簡素化
- スラグ用途拡大、天然材代替品としての有用性の公的認知と新たな基準の作成

<ゴム>

- 廃棄物県外搬入届けの廃止、廃棄物収集運搬の許可証の全国共通化
- 通達等に対する都道府県対応の統一化

<セメント>

- 産業炉であるセメント焼成用キルンは、廃棄物焼却炉と別の規制体系とすべき
- 廃棄物処理に係る許認可については、自治体毎に対応が異なることのなきよう、環境省からの指導を含め統一した対応とすべき
- セメントプロセスのサーマルリサイクルは通常の焼却処理とは異なり、熱効率が非常に高い上に残渣物が発生しない特長を持つことから、廃棄物の安全処理と低炭素社会の実現を両立させるためにも、熱回収の伸展が必要であり、再生利用認定制度について熱回収の考えを適用すべき
- リサイクルコストの最小化のためには広域的な物流は不可欠であり、一般廃棄物の広域移動や、公共岸壁での保管・積替えなどに関する規制を緩和すべき
- 効率の良い熱回収と燃焼後の残渣を原料利用出来るという特徴を持つセメントプロセスでの廃プラスチックのサーマルリサイクルをマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルに続く第三のリサイクル手法として確立すべき
- 各自治体において、廃棄物の処分業や施設許可、施設変更、品目・量の変更や再生利用認定等の手続きに長時間を要しているため、申請手続きを簡素化・迅速化すべき
- 廃棄物を高温で残渣を出すことなく安全にリサイクルしているセメント工場に対しては、事前協議並びに住民同意に関する規制を大幅に緩和すべき
- 現在、全国各地の自治体で導入されつつある「産廃税」に対し、リサイクル施設としての実態を考慮し、セメント工場に廃棄物を委託処理する場合には排出元への産廃税の適用を除外すべき
- 技術開発や廃棄物受入れ設備の設置に関する政策的・財政的支援として、廃棄物受入・処理設備の設置に対する補助金の支給制度を検討すべき

<化学>

- 事業系一般廃棄物は一般廃棄物処分場での処理となっているが、リサイクルを目的とした場合は、産業廃棄物処理業者でも処理可能とすべき
- 循環型社会形成のために新たな設備および技術を導入するにあたっては、補助金等の支援を検討すべき
- 資源有効利用促進法の対象となっている業種、製品等については、廃棄物処理法の対象外とし、資源有効利用促進法の制度においてリサイクルシステムを構築すべき
- 廃棄物処理法関係の諸手続きの簡略化を検討すべき
- 優良な廃棄物処理業者に関し、処理を委託する側に対してのインセンティブ制度を設けるなど、優良事業者の育成促進を図るべき
- 収集運搬業許可の広域化を図るべき

<ベアリング>

- 廃棄物リサイクルについての優遇措置の新設
- 自治体によって異なる有価物及び廃棄物の定義の統一化

<自動車部品>

- 自社内処理施設における手続きの簡素化
- 国と地方公共団体の産業廃棄物関係法規における二重規制の一本化
- 中小事業者が分別処理した少量の有価物や、少量発生する樹脂材料等でも受け入れて、リサイクルする新たな処理体制の整備
- リサイクル事業者の情報が不足しており、事業者リストを公開するシステムの構築
- リサイクル費用は高額で、リサイクル事業者も不足しているため、国や地方自治体によるリサイクル事業者支援システムの構築
- リビルト事業を推進するため、処理業者としての資格緩和・許可申請の簡略化

<製粉>

- 再資源化したものを循環させるルートが十分に確立されていない、再資源化に伴いコスト負担が増大する、信頼できる再資源化可能な産業廃棄物業者を見つけにくい等の現状を踏まえ、循環型社会形成の前提となる環境整備を図るべき

<清涼飲料>

- 食糧系バイオマスの再資源化推進政策の成果または中間報告の早期公開

<ビール>

- 廃棄ビールびんケースなどの 100%リサイクルが自明なものについて、廃棄物処理法の再生利用認定制度を適用すべき

<建設>

- 特例制度の創設・拡充として、広域認定制度の活用拡大を図るべき
- 排出事業者による自己処理の判断基準の明確化を図るべき
- 廃棄物処理法に基づく各種届出等については、地方分権により、47 都道府県その他、許可権限単位毎に提出する必要があるため、またその様式は異なっているため、許可手続きに係る添付書類等を簡素化すべき
- 地域外からの産業廃棄物の搬入等に際しては、都道府県等による事前協議制は廃棄物処理法上求められていないが、実際には規制強化の動きがあるため、資源循環型社会の形成に向け、現状が改善されるよう国の指導強化を図るべき

<貿易>

- 廃棄物処理法において、一般廃棄物に分類されるものであっても、行政の了解を得れば適正な処理の下、産業廃棄物としての処理が可能とすべき
- 法規制の動向、廃棄物発生量削減、リサイクル率向上等に関する具体的な取り組み事例等の一層の情報公開を図るべき

【参考1】環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の経緯

(1)「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標(第一次)の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境保全に向け自主的・積極的な取り組みを進める旨、宣言した。同憲章を受けて、1990年から毎年調査してきた「廃棄物対策への取り組み状況調査」を拡充・改組する形で、1997年、35業種の参加を得て、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定し、業種ごとの数値目標や目標達成のための具体的対策等を盛り込んだ。以後、毎年度、産業界の自主的な取り組みを推進するとともに取り組みの透明性を高めることを目的として、業種毎の進捗状況をフォローアップすることとした。

1999年12月には、産業界の自主的な取り組みを強化するため、産業界全体の目標として産業廃棄物最終処分量の削減目標「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減に設定する」(第一次目標)を掲げた。

このような取り組み強化の背景には、1990年の豊島不法投棄事案摘発に代表される、相次ぐ不法投棄の発覚による産業廃棄物問題に対する国民の関心の高まりと、産業界における最終処分場逼迫問題に対する強い危機感があった。

(2) 産業界における自主的な取り組みの成果－産業廃棄物最終処分量の大幅削減

産業界は、環境自主行動計画等を通じて、廃棄物の適正処理と3R、とりわけリサイクルを自主的かつ積極的に推進し、可能な限り廃棄物を最終処分場に回さないよう、努力してきた。その結果、産業廃棄物最終処分量に係る産業界全体の2010年度目標〔1990年度実績の75%減〕は、2003年度フォローアップ調査(2002年度実績)において初めてクリアし、以後、毎年度継続的に前倒し達成を実現した。この大幅削減等の結果、1990年代初頭には3年にも満たなかった産業廃棄物最終処分場の残余年数は2005年度には約7.7年に改善した。

産業廃棄物最終処分量が大幅に削減した要因は、生産物や生産過程で生じる副産物・廃棄物等が業種によって多種多様な中で一概には言えないが、排出段階におけるきめ細かな分別やリサイクル経路の開発努力に加え、脱水処理をはじめとする中間処理を徹底し減容化したことが大きい。また、製造事業者が、企業経営におけるゼロ・エミッションの重要性を認識し、発生物(副産物・廃棄物等)の自ら利用や自ら処理に努め、生産設備を活用した廃棄物処理やリサイクル、副産物の製品化等に取り組んだことも寄与している。

(3)「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」への拡充と産業界全体目標の改定

1999年に設定した産業界全体の2010年度目標を3年連続前倒し達成したことを受けて、経団連では、2006年5月より関係業界の協力を得て、約1年間かけて自主行動計画ならびに産業界全体目標の見直し作業を行った。

その結果、2007年3月、従来の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、廃棄物対策のみならず循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取り組みを促進することを目的とする、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編するとともに、目標について以下の見直しを行った。

① 産業界全体の目標(産業廃棄物最終処分量の削減目標)の見直し

【産業界全体の目標<第二次目標>】 (2007年3月改定)

産業界として、2010年度における産業廃棄物最終処分量について、1990年度実績の86%減を図る。

経団連としては、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、産業界全体の目標としては上記を掲げ、今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせないとの決意の下、引き続き、3Rの一層の推進に取り組む。

② 業種別独自目標の策定

各業種において、業種毎の特性や事情等を踏まえ、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を新たに設定し、循環型社会の形成に向けた自主的な取り組みを一層強化する。業種別の独自目標には、再資源化率の向上や、発生量の削減、他産業からの廃棄物の受入量の増加などがある。

産業界からみた廃棄物処理法を巡る現状と課題等〔概要〕



【参考3】リユースの取組み事例(個別業種版からの抜粋)

- ・ガスタービン設備の排気ダクト等に取りつけてある保温材の一部のリユース
- ・電線包装用木製ドラムを再生・加工し、プランター等へリユース
- ・電力量計・ガスメーターのリユース
- ・木製配電線用ドラムを軽量で繰り返し使用できる樹脂性に変更し、リユース
- ・検査工程の洗浄油をろ過することにより別工程でリユース
- ・廃プラスチック類を破碎・チップ化して有価物としてリユース
- ・廃プラスチック類を固定燃料やポリ袋等のプラスチック原料としてのリユース
- ・廃骨炭の肥料・特殊肥料としてのリユース
- ・飲食店向け清涼飲料・ビールの瓶・樽のリユース
- ・航空機タイヤ・航空機窓ガラスの修理によるリユース
- ・コピー紙の裏紙使用、封筒等の再利用、詰め替え製品の利用

等

【参考4】消費者の使用済み製品の回収・リサイクル等の取組み事例 (個別業種版からの抜粋)

- ・容器包装リサイクル法に基づくリサイクル(ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック、段ボール)
- ・自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の回収・リサイクル
- ・家電リサイクル法に基づく回収・リサイクル(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機)
- ・パソコン及びその周辺機器の回収・リサイクル
- ・携帯電話・PHSやその付属品の回収・リサイクル
- ・駅に分別ゴミ箱の設置
- ・小型二次電池、普通紙ファックス・複写機等のトナーカートリッジの回収・リサイクル
- ・家庭系古紙等の回収・リサイクル
- ・新聞紙・機内誌・航空券半券・タイムテーブルの再生紙等へのリサイクル
- ・リサイクル用紙、リサイクル文具の利用促進

等

以 上

業種別独自目標一覧

※特に記載のない指標は産業廃棄物が対象

業種・団体名	目標指標	2008年度実績	目標年度	目標の内容
電力(電気事業連合会)	再資源化率	97%	2010	95%程度とするよう努める
ガス(日本ガス協会)	①発生 ②一般廃棄物発生量削減率・再資源化率 ③掘削土の削減、再資源化率	①1000t ②67.5%, 80.8% ③70.5%, 37.4%	2010	①1900t以下に削減する(1990年度比90%削減) ②1990年度比50%以上削減し、再資源化率を60%以上とする ③35%削減し、再資源化率を70%以上にする
石油(石油連盟)	最終処分率	0.6%	2010	最終処分率1%以下
鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	①スチール缶の再資源化率 ②廃プラスチック等の受入量<*>	①88.5% ②32万t	2010	①85%とする ②年間100万tを利用する <*>②は法制度や、集荷システム等の条件整備を前提
鋳業(日本鋳業協会)	再資源化率	90.3%	2010	88%以上にする(2000年度:80%)
アルミ (日本アルミニウム協会)	アルミドロス再資源化率	99.05%	2010	99%以上を維持する(2000年度:95.9%)
伸銅(日本伸銅協会)	最終処分量原単位指数<*>	0.059	2010	1990年度比0.084以下にする <*>最終処分量kg/生産量t 1990年度を1とする。
電線(日本電線工業会)	発生量	5.86万t	2010	2000年度実績の59%(5.5万トン以下)に削減する
ゴム(日本ゴム工業会)	最終処分量原単位	0.004t/t	2010	0.005以下に維持するよう努める
板硝子(板硝子協会)	再資源化率	95.8%	2010	95%以上とする(2000年度:80%)
セメント(セメント協会)	廃棄物・副産物等の使用量	448kg/t	2010	セメント生産1tあたり400kgにする
化学(日本化学工業協会)	発生量	915.5万t	2010	2000年度比27%削減する
製薬(日本製薬団体連合会、 日本製薬工業協会)	①発生量 ②最終処分率	①96.9% ②3.0%	2010 2010	①1990年度比10%削減する ②5%以下にする
製紙(日本製紙連合会)	有効利用率	93.1%	2010	2010年度までに93%以上を目指す(2000年度:91.3%)
電機・電子 (電機・電子4団体)	最終処分率	1.2%	2010	2%以下にする(2000年度:6.1%)
産業機械 (日本産業機械工業会)	再資源化率	84.3%	2010	83%以上にする(2000年度:51%)
ベアリング (日本ベアリング工業会)	再資源化率	91.7%	2010	90%に向上するよう努める
自動車 (日本自動車工業会)	再資源化率	99.9%	2010	99%以上にする(2000年度:76.5%)
自動車部品 (日本自動車部品工業会)	再資源化率	90.6%	2010	85%以上を目指す
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	カバー率	95%	2010	95%にする
産業車両 (日本産業車両協会)	再資源化率	94.6%	2010	90%を維持できるよう努める
鉄道車輛 (日本鉄道車輛工業会)	再資源化率	98.5%	2010	97%以上を維持する
造船(日本造船工業会)	再資源化率	85%	2010	75%以上になるよう努める
製粉(製粉協会)	再資源化率	92.1%	2010	90%以上にする(2000年度:70.4%)
精糖(精糖工業会)	再資源化率	91.3%	2010	95%以上にする(2000年度:59.2%)

業種・団体名	目標指標	2008年度実績	目標年度	目標の内容
乳製品(日本乳業協会)	再資源化率	95.7%	2010	75%以上にする(2000年度:55%)
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	再資源化率	99.4%	2010	98%以上を維持する
ビール(ビール酒造組合)	再資源化率	100%	2010	100%を維持する
建設 (日本建設業団体連合会、 日本土木工業協会、 建築業協会)	①再資源化率 ②排出量	①93.8% (推計) ②6361万t (推計)	2010	①93%以上にする(2000年度:85%) ②2000年度比9%削減する。(7,700万t以下に削減) (品目別目標) 建設副産物の中の建設混合廃棄物について、2010年度において、2000年度比55%削減する。(220万t以下に削減)
航空(定期航空協会)	再資源化量<*>	4,906t	2010	6,077tまで増加させる(2005年度:4780t) <*>産業廃棄物のうち、再資源化された物の量
通信(NTTグループ)	再資源化率	95.9%	2010	95%以上にする(2000年度:76.2%)
住宅 (住宅生産団体連合会)	①再資源化率 ②最終処分率	86.0%	2010	①コンクリート96%、木材70%、鉄92%にする ②コンクリート4%、木材0%、鉄8%にする
不動産(不動産協会)	事業系一般廃棄物の再利用率	紙82% ビン98.3% 缶98.2%	2010	紙は80%以上を目指す。ビン、缶、ペットボトルは100%を維持する
工作機械 (日本工作機械工業会)	主要廃棄物ごとの非リサイクル率		2010	1997年度比10%削減
貿易(日本貿易会)	事業系一般廃棄物の再資源化率	77%	2010	78%とする
百貨店(日本百貨店協会)	①店舗からの廃棄物の 最終処分量(1㎡当たり) ②紙製容器包装(包装紙・手提げ 袋・紙袋・紙箱)使用量 (売上高あたり原単位) ③環境負荷の少ない包装材の 使用割合 ④店舗からの食品廃棄物 再生利用等実施率		2010	①1993年度比、30%削減を目指す ②原単位(売上高当たりの使用量)で、25%の削減を目指す。 また、プラスチック製容器包装の使用量についても 可能な限り削減に努める。 ③80%を目指す ④45%以上とする
鉄道(JR東日本グループ)	①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②設備工事廃棄物のリサイクル率 ③総合車両センターの廃棄物の リサイクル率		2010	①70%にする ②90%にする ③95%にする
海運(日本船主協会)	設定しない			
銀行(全国銀行協会)	①再生紙購入率 ②紙の再利用率	①69.6% ②88.8%	2010	①70%以上とする(2000年度:35.5%) ②85%以上とする(2000年度:70.9%)
損害保険 (日本損害保険協会)	事業系一般廃棄物の最終処分量	33.3%	2010	2000年度比33%以上削減する(都内自社ビル)
印刷 (日本印刷産業連合会)	再資源化率	94.1%	2010	90%以上とする